

最新労働法改正の確認・対応と 令和5年度

改正のポイント

～建設業・運送業の2024年問題も解説します～

2020年4月より中小企業にも働き方改革への対応が求められるようになりました。長時間労働の是正や、有給休暇取得の対応、同一労働同一賃金等、まだまだ多くの企業が対応しきれていないのが実情です。そこで本講座では働き方改革の根幹をなす、労働法改正についておさらいと最新の内容を解説致します。

- ・令和4年度労働法改正のおさらい
- 1. ハラスメント防止法
- 2. 育児介護休業法
- 3. 厚生年金保険・健康保険法
- 4. 労働基準法
- ・令和5年度の改正について
- 1. 中小企業への割増賃金率50%適用
- 2. デジタルマネーによる賃金支払い解禁
- 3. 育児休業の取得状況の公表を義務付け
- ・建設業、運送業の今後対応について



■ 講師 ■

中山 伸雄 氏

・社会保険労務士法人 NICE-ONE 代表
・社会保険労務士
埼玉県内では最大規模の大手事務所を作り上げ、また全国でもトップクラスの成長率を達成する。現在も、自ら現場中心の活動を継続し、年間延べ300件以上の労務コンサルティング実務、企業研修も主に顧問先向けに、年間60回以上をこなす。

日時：2023年10月12日(木)
14:00～16:00

場所：白河商工会議所

受講料：無 料

定 員：20 名

■お申込み方法

下記申込書に必要事項をご記入頂き、FAXまたはQRコードからお申し込みください。

受講申込書 FAX：0248-22-1300

事業所名		FAX	
受講者名		×ール	

↓下記フォームから
お申込どうぞ

